

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉 輸送事業限定）の許可等について

資 料

1. 福祉輸送サービスを行う運送事業の許可等について・・・P. 1
2. 福祉輸送サービスを行う車両の車体表示について・・・P. 2
3. 運行管理者の選任について・・・P. 3
4. 別紙・・・P. 4～P. 5

平成21年7月

青 森 運 輸 支 局

福祉輸送サービスを行う運送事業の許可等について

1. 運送事業の許可、運賃の認可

- ・福祉輸送サービス（身体障害者、要介護者、要支援者その他知的障害者等の方を有償で輸送する）を行うには道路運送法上の許可等が必要。
- ・訪問介護で介護給付の支給を受ける場合も福祉輸送サービスに含まれるため許可等が必要。
- ・運賃については下記の運賃についての認可が必要。（法第79条の登録事業者を除く。）

2. 運賃の種類及び処理方針

（1）ケア運賃

- ・福祉輸送サービス（（2）及び（3）を除く。）を行う場合の運賃。
- ・基本的には青森県の自動認可運賃に基づいて設定する。時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定可能。メーター装着車においては距離制による設定も可能。

（2）介護運賃

- ・福祉輸送サービスのうち、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して又は一体として行う輸送を行う場合の運賃。
- ・事業者の判断により多様な運賃の設定が可能。（著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎない運賃を除く。1円、10円等の備忘的な運賃設定など。）

（3）民間救急運賃

- ・福祉輸送サービスのうち、消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスにより患者の輸送を行う場合。

3. 自家用自動車の有償運送許可（78条ぶらさがり許可）に係る運賃

- ・運送事業の許可を得た事業者で認可を得た介護運賃を踏襲。
- ・運賃は随時変更可能であるが、事業者より申請のあった運賃について認可がおりてから実施。

福祉輸送サービスを行う車両の車体表示について

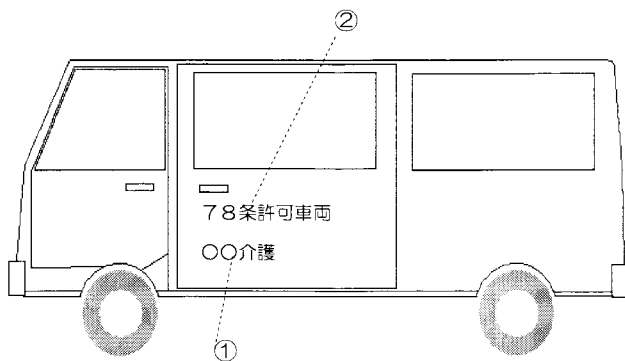
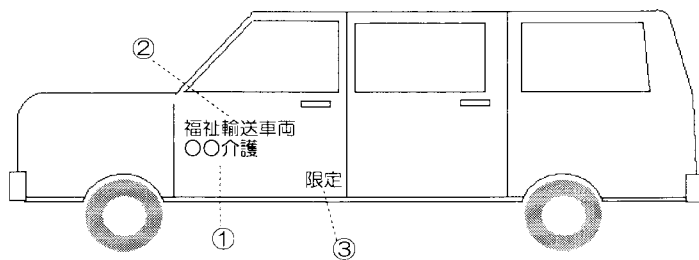
1. 事業用自動車（青・黒ナンバー）

- ①事業者の氏名、名称又は記号
- ②「福祉輸送車両」
- ③「限定」

2. 有償運送許可をうけた自家用自動車（白・黄ナンバー） （ぶら下がり78条許可車両）

- ①氏名、名称又は記号
- ②「有償運送車両」又は「78条許可車両」

注
表示は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、車両の側面両側に外部より見やすいように表示する。



運行管理者の選任について

1. 適用時期

平成21年10月1日より適用

現在経過措置期間中（平成18年10月1日～平成21年9月末日まで）なので、選任の必要がある事業者はこの期間に準備を進めて下さい。

2. 選任義務の有無

事業用自動車数（青・黒）＋有償運送許可を受けた自家用自動車数（白・黄） \geq 5両

→選任義務有り

3. 選任を要する運行管理者数

1両以上 4両まで・・・不要

5両以上 39両まで・・・1人

40両以上 79両まで・・・2人

80両以上 119両まで・・・3人

4. 運行管理者資格の取得

次のいずれかの要件を満たすことが必要

①. 運行管理者試験の合格

②. 事業用自動車の運行の安全の確保に関して一定の実務経験その他の要件

（詳細は国土交通省HPを参照：http://www.mlit.go.jp/kokkasiken/truck/truck_.html）

5. 運行管理者の選任

別紙により選任の届出が必要（別紙1参照）

6. 運行管理者を選任できない場合

別紙により有償運送許可車両の変更届（減車）が必要（別紙2参照）

【問い合わせ先】

青森運輸支局輸送・監査部門

担当：鈴木、遠山

青森市大字浜田字豊田139-13

TEL 017-739-15

FAX 017-739-15

旅客自動車運送事業運行管理者選任・解任届出書

東北運輸局 青森運輸支局長 殿

平成 年 月 日

届出者の氏名
又は名称
届出者の住所
及び電話番号

営業所の名称
営業所の所在地
及び電話番号

旅客	事業の種類及び 自動車の台数	1. 一般乗合 台	2. 一般貸切 台	3. 一般乗用 台	4. 特定旅客 台
----	-------------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(ふりがな) 運行管理者氏名		生年月日	選任年月日	運行管理者資格者証番号	交付年月日	兼職の有・無 職名・職務内容
統括 運行 管理 者	①	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	②	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	③	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	④	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	⑤	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	⑥	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	⑦	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	⑧	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	⑨	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無
	⑩	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日	有・無

変更(解任)になった 運行管理者	氏名	変更解任 年月日	理由
		平成 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他()
		平成 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他()
		平成 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他()
		平成 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他()
		平成 年 月 日	1. 転任 2. 職制変更 3. 退職 4. 資格者証返納命令 5. その他()

変更の事由 及び備考	
---------------	--

〔記載要領〕

- 「事業の種類」及び「変更(解任)理由」については、該当記号を○で囲んでください。
- 貨物の「自動車の台数」については、被けん引自動車を除いた台数を記載してください。なお、被けん引自動車は、()内に記載してください。
- 「兼職の有無」については、該当事項を○で囲み、有の場合はその職名及び職務内容等を記載してください。
- 複数の運行管理者を選任する営業所については、統括運行管理者を選任し、統括運行管理者の氏名及び統括運行管理者として選任された年月日を「統括」欄に記載してください。なお、選任年月日欄の上欄には、運行管理者として選任された年月日を、下欄には統括運行管理者として選任された年月日を記載してください。

〔注意事項〕

- 運行管理者選任届の際には、資格者証又はその写しを提示してください。
- 自動車の台数に応じて選任を要する運行管理者の員数が異なりますので留意してください。

(日本工業規格A列4版)

訪問介護員等による自家用自動車の有償運送許可に係る変更届出書

平成 年 月 日

青森運輸支局長 殿
(旅客自動車運送事業者)

住 所

氏名又は名称

代 表 者

連 絡 先

自家用自動車の有償運送許可について、下記のとおり変更があったので、届出します。

記

変更事項（該当する番号の□にチェックを入れる）

□ ①許可者の氏名の変更（変更年月日 平成 年 月 日）

	氏 名	許 可 番 号	備 考
新		青運輸第 号	
旧		青運輸第 号	

□ ②許可者の住所の変更（変更年月日 平成 年 月 日）

変更者の氏名・許可番号		青運輸第 号
住所	新	
	旧	

□ ③使用する車両の変更（事実の変更年月日 平成 年 月 日）

新		旧	
登録番号	自動車の種類	登録番号	自動車の種類

（注1）自動車の種類の欄は次の例を参考に記載すること。（番号を記載しても良い）

- ①普通自動車（セダン型） ②普通自動車（乗降補助装置付き 5ナンバー車等）
③特種自動車（8ナンバー車） ④軽自動車（セダン型）
⑤軽自動車（乗降補助装置付き 5ナンバー車） ⑥軽特種自動車（8ナンバー車）
⑦その他の自動車（貨物自動車等）

（注2）車検証及び損害賠償措置に関する証明書等（証書等）の写しを添付すること。

□ ④有償運送許可の廃止（廃止年月日 平成 年 月 日）

廃止する者の氏名	
廃止する者の住所	
許 可 番 号	青運輸第 号

（注1）許可書の原本を添付すること。

※書ききれない場合は適宜別紙（様式自由）に記入してください。